

ID: 3060

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	優良宅地及び優良住宅の認定(2以上の市町の区域にわたらない一団の宅地のうちその面積が1万平方メートル未満であるものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第68条の69第3項第5号イ及び第6号		
法令番号	昭和32年法律第26号		
【基準】 法第68条の69第3項第5号イ及び第6号の規定による。 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第68条の69 3 第1項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。 (5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において連結法人が造成した一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)に該当するもの イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。 ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。 (6) 連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日